

緊急事態宣言中の開館と対策内容について

日頃は、佐賀市市民活動プラザをご利用いただき、ありがとうございます。

2020年（令和2年）4月16日（木）、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象範囲が佐賀県を含む全国道府県に拡大されたことに伴い、佐賀市市民活動プラザは4月21日（火）から5月10日（日）まで臨時休館しておりましたが、5月11日から開館することになりました。長い間、大変ご不便をおかけしました。

開館に当たり、感染防止対策を徹底した上で再開しますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

記

【開館期間】 2020年5月11日（月）～ 通常開館とします。 ※状況により変更となる可能性があります。

【感染防止対策について】

1. 入館時のお願い（来館前に体温測定・手指の消毒・マスクの準備をお願いします）
 - ・ 当面の間、利用者（参加者・講師も含め）は県内住居者に限ります。
 - ・ 入館時は感染拡大防止の一環として、入口前に設置している消毒液での手指の消毒並びに可能な限りマスクの着用をお願いします。また、氏名と連絡先のご記入、体温測定及び参加者名簿や記入用紙などに（検温）記録もご協力をお願いします。
 - ・ 検温の結果、37.5℃以上の発熱が確認された場合、入館をお断りさせていただくことがございます。
2. 会議室利用
 - ・ 利用団体は参加者名簿（氏名・連絡先等）の作成保管とマスク着用及び手指消毒と利用後の机や椅子など清掃の徹底をお願いします。（不特定多数の参加で参加把握困難の場合取り止めをお願いする事も有ります）
 - ・ 会議室定員は2/3（小8名、中12名、大24名）に少なくして机2名掛けとして極力離します。
 - ・ 会議室利用中の窓開放（雨天除く）と換気扇使用をお願いします。（エアコンは停止）
3. フロア利用の制限
 - ・ 団体は参加者名簿（氏名・連絡先等）の作成保管とマスク着用及び手指消毒の徹底を依頼します。（不特定多数の参加で参加把握困難の場合取り止めをお願いする事も有ります）
 - ・ パソコン利用の時間制限を強化します。（最大1時間以内/閲覧は30分以内）
 - ・ パソコン利用台数変更します。（3台にして1台は出力専用）
 - ・ 印刷機の1台はワーキングルーム内、もう1台はチラシ・ポスターコーナー東側に離しています。

【お問い合わせ先】

佐賀市市民活動プラザ（指定管理者：特定非営利活動法人 佐賀県CSO推進機構）

TEL：0952-40-2002 FAX：0952-40-2011 E-mail：plaza@tsunasaga.jp

ホームページ：https://www.tsunasaga.jp/plaza/ →右上の二次元コードからアクセスできます。

※ホームページにあるお問い合わせフォームもご利用いただけます。

